

入札参加資格確認資料作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」によって、平成29年7月1日より徳島県電子入札システムでは、一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、入札参加資格確認資料の提出様式をエクセルファイルに変更しています。

エクセルファイルには「入札参加資格確認票」が別シートにありますのでご注意ください。

このエクセルファイルでは、入札に参加しようとする者が記述しなければならない箇所を薄い黄色で着色しています。

入札参加資格確認資料の審査は、A4用紙に印刷して行います。
このため、**印刷設定、書式等の変更は絶対に行わない**でください。

入札参加資格確認資料を作成後は、**印刷した状態で**必要事項が記載されているか、記述した内容が読み取れるか等を**必ず確認**してください。（エクセルでは、パソコン画面の表示どおりに印刷されないことがあります。）

入札参加資格確認資料は、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

なお、**工事費内訳書は、必ずエクセル2013形式以下（拡張子「.xls」又は「.xlsx」）で提出**してください。（PDF形式は無効とします。）

徳島県電子入札システムで提出する資料の扱い

資料名等	提出するファイル形式
工事費内訳書	エクセル2013形式以下（拡張子「.xls」又は「.xlsx」）に限る。
入札参加資格確認資料 ・入札参加資格確認票 ・総合評価加算点等算出資料申請書	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）
その他の資料	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）

(様式1)

入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号又は名称
代表者 印

注) 電子入札システムを使用して本票を提出する場合には、押印は不要とする。

- 1 委託業務名 R2建設 公共事業労務費調査業務
2 委託業務箇所 徳島市 他

現時点において、上記委託業務の入札公告及び入札後審査方式一般競争入札（委託業務・価格競争）の共通事項の「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和2・3年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）に登載されており、かつ希望業務内容が土木関係建設コンサルタント又は補償関係コンサルタントである者であること。
- ③ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ④ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑦ 別に定める資格を有する技術者を配置できる者であること。
- ⑧ 平成27年度以降から入札公告日までの間に完了した徳島県発注の労務費調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、営業補償調査のいずれかについて実績を有する者であること。
- ⑨ 配置予定管理技術者について、次のいずれかの資格を有する者、若しくは同種業務（注1）又は類似業務（注2）について平成22年度から入札公告日まで間に完了した業務の実績を有する者を配置できる者であること。①技術士・技術士補②RCCM③1級又は2級の建設業経理士④社会保険労務士⑤補償業務管理士⑥中小企業診断士 ※注1 同種業務とは、公共事業労務費調査にかかる業務とする。 ※注2 類似業務とは、次の業務とする。ア土木・建築に関わる統計調査で、対面式により標本本数30以上の規模の業務 イ雇用管理、賃金制度、労働時間、退職金、年金等労務管理調査に関する業務 ウ徳島県発注の公共事業に係る営業補償調査業務
- ⑩ 配置予定管理技術者の他、調査員を調査会場に3名以上配置できる者であること。
- ⑪ 配置予定管理技術者及び調査員の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。